

令和5年度地域包括支援センター運営方針（案）

I 方針策定の主旨

地域包括支援センター運営方針は、三田市における地域包括支援センター(以下「センター」という。)の運営上の基本的な考え方や業務推進の方針等を明確にし、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的として定めるものとします。

II 基本的な運営方針

1 地域包括ケアシステム構築

本市では、第8期三田市高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画(以下「第8期計画」という。)に基づき、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、6つの日常生活圏域ごとにセンターを設置し、地域の身近な安心拠点、高齢者の総合相談窓口として地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

① センターの機能向上に努めます。

基幹型地域包括支援センター(以下「基幹型センター」という。)を設置し、各センターの機能強化・後方支援を行います。

② 保健・福祉・介護の関係機関と医療の連携を強化、地域各種団体や住民が連携した「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

各センターが拠点としての役割を担い、多職種協働と地域住民等の関係者・機関との連携により包括的に高齢者を支援するネットワークの構築を図ります。

2 圏域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務

第8期計画における重点項目・各圏域の現状と課題、及び本方針における基本的な運営方針を踏まえたうえで、各センターは地域の特性に応じた運営方針の立案、評価、改善を推進します。

① 各センターは年間事業計画を定め計画的に業務を実施します。

② 適正かつ円滑な運営を確保するため、事業計画の方針及び評価については市及び基幹型センターと相談し作成したうえで、三田市高齢者・介護審議会（地域包括支援センター運営協議会）に諮り助言・指導を受けます。

3 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等とのネットワーク構築

効率的・効果的にセンター業務を遂行し、支援を要する高齢者を把握し適切な支援につなぎ、また、継続的な見守りにより更なる問題発生を防止するには、保健・医療・介護等多職種の協働による取組や民生委員・児童委員やボランティア、地域住民の自主活動組織等の主体的参画が重要となるため、協働と連帯に基づくパートナーシップを軸としてネットワークの構築を推進します。

① 民生委員・児童委員等地域活動者及び関係機関等と日常的な連携、情報交換を行います。

② 生活支援コーディネーターと連携・協働して、地域の生活支援体制構築を推進します。

4 介護支援専門員に対する支援・指導の実施

多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続するためには、高齢者や家族が課題に応じあらゆる社会資源を適切に活用できるよう、包括的及び継続的に支援を行うことが必要です。このため、介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、各センターにおいて支援を行うことにより介護支援専門員の資質向上を図ります。基幹型センターにおいては、支援センターを後方支援し、全体の環境整備やネットワーク形成を推進します。

- ① 包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備を行います。
- ② 介護支援専門員への個別支援及びネットワーク形成を支援します。

5 地域ケア会議の運営等

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを構築するための有効なツールであることから、多職種や市民等の地域の関係者間で個別ケースの検討を重ねることにより、地域課題を共有するとともに、課題を解決するための関係者間の調整、ネットワーク化を進めます。

各センターにおいては、個別の地域ケア会議の開催及び生活支援コーディネーターと連携による圏域における地域ケア会議の開催及び地域資源の開発に取り組みます。また、基幹型センターは地域ケア会議が推進されるよう各センターの支援を行うとともに個別ケースについて多職種の関係者が多角的視点から検討を行う自立支援型地域ケア会議を開催して課題解決を支援するとともに、支援センター職員及びケアマネジャーの課題解決力の向上を図ります。

6 市との連携

センター業務及び支援を要する高齢者等への対応を円滑に実施するため、いきいき高齢者支援課をはじめとする市関係部署との連携を図るとともに、基幹型センターにおいて、各センター間の連絡調整・統合支援・関係機関とのネットワーク構築等、センター活動の下支えや全体のとりまとめを行います。

- ① 市と各センターの連携
センター連絡会の定期開催
- ② センター間の連携
職種別・事業別部会の開催

7 公正・中立性確保

センターは、保険者機能を補完する「公共的な機関」であることを認識するとともに、その運営に関する費用は、市民の負担する保険料や国・県・市の公費により賄われていることを十分に理解し、公正かつ中立性の高い事業運営を確保します。

Ⅲ 業務推進の方針

1 総合相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるようにするため、地

域ケア会議の開催等により地域包括ケアシステムの基礎となる地域におけるネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援を幅広く把握し、相談を受け、適切なサービスにつなげる等の支援を行うとともに、家族介護者の相談支援を行います。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの高齢者が外出を控えて居宅で長い時間を過ごす状況となっているため、特に一人暮らしの高齢者に対して関係機関等と連携して見守り等の取り組みを行い、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげます。

- ① 地域におけるネットワーク構築
- ② 実態把握
- ③ 総合相談
- ④ 支援者支援業務

2 介護予防ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう具体的な目標を明確にしつつ、心身の状況や生活環境、生活機能低下の原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成し、サービス提供を確保します。また、要支援認定者及び基本チェックリストを実施して総合事業対象者に該当した高齢者に対して、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要介護状態等となることを予防するため、適切なサービスが効率的に利用されるよう必要な支援を行います。

3 権利擁護

十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

- ① 成年後見制度の活用
- ② 高齢者虐待への対応
- ③ 措置等への関与
- ④ 消費者被害の防止・地域への啓発
- ⑤ 権利侵害事例検討会及び合同モニタリング【基幹型】
- ⑥ 高齢者虐待防止のネットワークづくり【基幹型】

4 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるには、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じ包括的かつ継続的に支援していくための包括的・継続的ケアマネジメントが重要であることから、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

- ① 日常的個別指導・相談業務
- ② 支援困難事例等への指導・助言業務
- ③ 包括的・継続的な体制の構築業務
- ④ 地域における介護支援専門員のネットワークの形成業務
- ⑤ 地域ケア会議の開催

5 介護予防

すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業を実施し、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することに努めます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、控えられていた「いきいき百歳体操」等通いの場の開催及び参加が回復することが想定されますが、引き続き、感染防止に配慮して開催・参加できるよう助言等支援を行うとともに、居宅においても健康を維持できるよう、運動や食生活等の情報提供を行います。

- ① 介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る講話や教室等の開催
- ② 地域が主体となって取り組む「いきいき百歳体操」（介護予防に効果的な体操）等介護予防活動の支援及び人材育成

6 認知症（若年性認知症を含む）の人及びその家族等への支援

「三田市認知症の人と共に生き支え合うまちづくり条例」の理念に基づき、認知症（若年性認知症を含む）の人が安心して生活できる地域共生社会の実現を目指して、各センターに認知症地域支援推進員を配置し、あらゆる機会を活用した認知症に関する知識の普及啓発を推進するとともに、認知症に関する相談・対応を行い、関係機関と連携して早期診断・早期対応に繋がるよう努めます。

基幹型センターは、認知症（若年性認知症を含む）の人への効果的な支援を行うために、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図るとともに、認知症初期集中支援チームを設置し、専門医の指導の下、初期の支援を包括的・集中的に行い、認知症（若年性認知症を含む）の人の自立生活のサポートを行います。また、地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を整備し、その運営を支援します。

- ① 認知症に関する相談・対応及び認知症サポーターの養成など知識や理解についての周知啓発
- ② 認知症カフェの開催や支援等、家族や当事者の交流の機会提供の取り組み
- ③ 地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支える体制の構築及び事業の実施
- ④ センター職員の対認知症ケアのスキル向上【基幹型】
- ⑤ 認知症関係の事業を実施する関係団体との連携【基幹型】

令和5年度各支援センターの主な取り組み（事業計画）

地域包括ケア推進拠点の機能強化のため、全圏域を地域包括支援センター化することで相談支援を充実させるとともに、認知症地域支援推進員も全センターに配置することにより、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制構築の取り組みを推進する。

センター名	主な取り組み
(基幹型) 三田市 地域包括 支援センター	<p>●後方支援・機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全包括化にあわせて、包括職員としての基礎となる研修を実施する。 虐待ケース、困難ケースについて引き続きセンター間での共有の場を持てるよう検討していく。 <p>各センターの対応力向上の為に他の支援センターの動きを知る機会を作る。</p> <p>●認知症の人やその家族を支援する地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座のオンライン開催促進や市内企業へ講座の投げかけの取り組みを行う。また、チームオレンジの立ち上げに向けた認知症サポーターステップアップ研修を開催する。
(地域型) 三田市 地域包括 支援センター	<p>●総合相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合的課題を抱えたケースに対応のために、多職種連携を意識し、対応（見立て）をおこなう。 ケアマネジャーなど支援者からの相談に対して、アセスメント技術分析、課題分析などに関して、共に考えることや社会資源の情報提供などを行い、ケアマネジャーの質の向上に繋がる取り組みを行う。 <p>●認知症高齢者等への相談支援及び家族支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の相談を受けた際は、当事者とその家族が地域で暮らし続けることができるよう認知症初期集中支援事業の活用や認知症地域支援推進員と連携を図り適切な支援に繋ぐ
フラワー 地域包括 支援センター	<p>●地域のネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャーと生活支援ボランティアとの意見交換会の開催、広報紙「ふらわ*ー通信」発行（年2回）、SNSを活用した情報発信、地区内の社会福祉・医療法人が連携する「フラワー夢会議」運営支援及び民生委員地区定例会（4校区）での見守り勉強会の実施等に取り組む。 <p>●認知症当事者の居場所づくりや家族支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の居場所づくり・家族支援・地域への啓発として、認知症カフェ「花*花カフェ」の運営を継続する。（月1回第4日曜開催）また、認知症カフェ以外の当事者交流・社会参加の機会づくりに取り組む。 「集まろう！オレンジリングproject」受講後にカフェボランティアにつなげる取り組みを継続する。
ウッディ 地域包括 支援センター	<p>●総合相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員それぞれの専門性(社会福祉士、保健師(看護師)、主任CM)を活かしながら、支援者間の連携を意識し、支援を行う。また、複合的な課題を抱えた相談が増加しているため、日頃から他職種連携を意識して支援に取り組む。 <p>●認知症に関する知識や理解の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域での認知症の早期発見につながるようサロンやいきいき百歳体操グループ、活動者に対して、認知症サポーター養成講座の開催や講話などを通して認知症に関する知識や理解についての周知啓発を行い、見守りができる地域づくりに向けて生活支援コーディネーター兼地域福祉支援員と協働して取り組む。 商業施設や薬局、銀行等を生活支援コーディネーター兼地域福祉支援員と連携して訪問し、認知症サポーター養成講座や声掛け訓練等の取組への働きかけを行う。
藍 地域包括 支援センター	<p>●地域ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動者同士の座談会の開催、地域活動者とケアマネジャーの交流会の開催、ケアマネジャーを対象とした地域資源の勉強会や他職種との交流会の開催などを実施しネットワークの構築に努める。地域活動者の座談会については、主体的活動を支援できるよう生活支援Coと協同で企画から開催に向けてのサポートを行う。 <p>●認知症に関する知識や理解の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症地域推進員と関係機関とが連携、協働し地域住民の認知症理解に対する普及啓発に一層の充実を図る。地域の集いやサロンへ出向き認知症に関する講話や周知、啓発活動など実施。認知症に対する理解を深めていく。
三輪北・ 小野・高平 地域包括 支援センター	<p>●総合相談支援・地域のネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 「さとカフェよろず相談」と「志手原出張相談」を継続し、相談のみではなく気軽に立ち寄れる居場所としての役割を目指す。民生委員をはじめ、地域各種団体、地域住民等の関係者との情報共有の場としても活用を図る。 <p>●認知症に関する知識や理解の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症に対する相談を通じ、認知症に対する知識や理解の情報発信を継続していく。関係機関と連携し早期診断や対応につながるよう努める。認知症当事者や家族の交流機会の創出に取り組む。
広野・本庄 地域包括 支援センター	<p>●実態把握</p> <p>地域包括支援センター運営に伴い、介護予防給付対象者で実態把握できていない方や支援歴のある方にも移転等の紹介も含め実態把握、モニタリングに努める。</p> <p>●認知症に関する知識や理解の普及・啓発</p> <p>認知症に関する相談について、個別性に応じた対応に努める。 広報紙発行等による認知症に関する情報提供を行い、正しい知識や理解の普及啓発に努める。</p>

令和5年度地域包括支援センター収支予算状況

(内示額：千円)

		三田市 地域包括 支援センター	フラワー 地域包括 支援センター	ウッディ 地域包括 支援センター	藍 地域包括 支援センター	三輪北・小野・ 高平地域包括 支援センター	広野・本庄 地域包括 支援センター
歳出	人件費	74,723,289	32,551,000	46,238,073	21,513,539	20,900,000	22,228,124
	事業費※	17,829,725	9,241,603	10,547,313	12,798,534	9,527,812	8,620,278
歳出計		92,553,014	41,792,603	56,785,386	34,312,073	30,427,812	30,848,402
歳入	介護報酬等	24,782,688	12,560,208	13,993,008	11,151,338	6,372,352	5,383,656
	市委託料	67,770,326	29,232,395	42,792,378	23,160,735	24,055,460	25,464,746
歳入計		92,553,014	41,792,603	56,785,386	34,312,073	30,427,812	30,848,402

※地域介護予防活動支援事業費（いきいき百歳体操推進）等含む

令和5年度職員配置予定数（予算要求時の想定）

	三田市 地域包括 支援センター		フラワー 地域包括 支援センター	ウッディ 地域包括 支援センター	藍 地域包括 支援センター	三輪北・小野・ 高平地域包括 支援センター	広野・本庄 地域包括 支援センター
	基幹	地域					
保健師等	2 ※1	2	2	2	1	1 ※4	1 ※4
社会福祉士等	1	2 ※2・3	1 ※4	2 ※4	1 ※4	1	1
主任介護支援 専門員	1	1	1	1	1	1	1
介護支援専門員		3	3	3	1	1	1
その他	3						
計	7	8	7	8	4	4	4

※1：内1名は認知症地域支援推進員兼認知症初期集中支援チーム員

※2：内1名は認知症初期集中支援チーム員・認知症地域支援推進員兼務

※3：内1名は高齢者住宅安心確保事業兼務

※4：認知症地域支援推進員兼務

高齢者支援センターの地域包括支援センター化について

本市では、概ね中学校区を単位に6つの日常生活圏域を設定し、各圏域に高齢者総合相談窓口、地域包括ケア拠点として地域包括支援センター・高齢者支援センターを設置しています。

第8期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3～5年度)における重点施策の1つである地域包括ケア推進拠点の機能強化の取り組みとして、高齢者人口の状況に応じて高齢者支援センターの地域包括支援センター化を進めており、令和3年4月には、藍圏域を地域包括支援センター化しました。今後、「三輪北・小野・高平」及び「広野・本庄」圏域においても高齢者人口が増加する見込みであることから、令和5年4月から両圏域の高齢者支援センターを地域包括支援センター化し、全圏域を地域包括支援センターとします。

◆地域包括支援センター設置体制(令和5年4月～)

※広野・本庄圏域は、同法人が運営する三田温泉シルバーステイ(本庄地区)に移転します。

- ・現在の三田高原病院(広野地区)から 3.5 km、車で7分程度の場所に変更となりますが、従来どおり訪問による相談支援を主軸に対応します。
- ・民生委員等地域の関係者・機関に十分説明を行うとともに広野市民センターでの出張相談(毎月第1火・第3水:10:00～12:00)を継続して実施します。
- ・病院を含む介護老人保健施設等の複合型施設であり、連携による相談・支援の充実が期待できます。

